

第3群(活動報告)

有料老人ホーム事務等ワーキンググループによる活動報告(H28～H30)

－有料老人ホーム事務及び指導の統一化を目指して－

発表者(筆頭者)所属・氏名 北部保健福祉事務所栗原地域事務所 次長(班長) 遠藤一夫
(有料老人ホーム事務等ワーキンググループリーダー)

野田有美子, 菅原貴志, 齋藤真希, 山内宏司, 今野良子, 吉村拓也, 佐々木静香

キーワード: 高齢者サービスの適正化, 指導の統一化, 課題の共有と見える化

I はじめに 県内における有料老人ホーム設置数は平成27年度で69施設だったが,平成28年度から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅が追加されたことで,指導対象施設は154施設と前年度比約2.2倍に急増し,集団指導を柱とした指導強化策の検討が急務となったため,各事務所における有料老人ホーム設置事務の標準化並びに施設指導の統一化を目指して開始した「有料老人ホーム事務等ワーキンググループ」の活動状況について報告する。

II 方法 平成28年5月に「有料老人ホーム事務等ワーキンググループ設置要綱」を策定し,①有料老人ホームの事務及び指導に係る見直し並びに県方針の統一化に関すること,②有料老人ホームの指導強化に関すること,③未届有料老人ホームの実態把握及び届出促進に関すること,④指導指針等の改正及び参考様式の作成に関することを検討事項としたワーキンググループを設置し,顔が見える関係での課題の共有・見える化を意識した活動を行っている。

III 活動内容

1 ワーキングの開催と電子会議室を活用した意見交換等

- ・ワーキングは年度毎に4回から6回程度開催。開催準備として事前に各事務所のメンバーが抱える課題を「課題共有シート」に記載し意見交換を行うが,課題の内容によって,解決時期を「次回WG」「年度内」「長期的課題」と区分することで明確にする。また,当日の議論だけでは不足する時間は,電子会議室を有効に活用することで,意見交換する機会を増やした。

2 集団指導の開催

- ・平成28年度に県内初めて集団指導を開催し,平成30年度に2回目を2会場で開催したことで,定期立入検査時だけでは不足する各事業者への指導機会を増やしたことにより,高齢者サービスの適正化に繋がった。開催に当たっては,説明資料を作成した職員が説明を行うことで各メンバーが当事者意識を持つとともに責任と負担を分散した。

3 指導指針等の改正手法

- ・従前までは主務課担当者が行っていた指導指針や事務マニュアル等の改正作業を各メンバーで分担することで,主務課担当者の業務の軽減にもなり,現場で実際に指導業務を行う担当者の意見を可能な限り反映できるようにした。

IV 考察

- ・3年間のワーキンググループ活動を通して得られたものとして,県内における有料老人ホームの設置事務の標準化や指導の統一化のためには,日頃から,活動の意図や目指す姿を各メンバーが理解した上で,VPDCAサイクルに沿った年度毎の計画的な活動を行うこと,また,活動で得られた成果や反省点を共有し次年度に活かすことが重要である。同様に,活動を通して得られた成果は,各所属においても理解され評価されることも,各メンバーの活動への意識向上に繋げるためには重要である。

V おわりに

- ・各事務所における有料老人ホームの指導業務等を標準化・統一化していくためには,人員を含んだ持続的な指導体制の強化はもちろんであるが,さらに詳細な業務マニュアルの作成及び立入検査手法や検査後の行政指導・処分等のプロセスを確立するための検討が必要である。
- ・また,有料老人ホームに入居する高齢者の安全で安心な生活を確保するためには,近年増加傾向にある高齢者虐待事案の発生時も,県内で統一的な指導体制を構築していくことが重要である。